

さいたま家庭裁判所規程第 2 号

改正令和 7 年 1 月 9 日付け応急措置
改正令和 7 年 3 月 18 日付け規程第 1 号
改正令和 7 年 5 月 16 日付け応急措置
改正令和 7 年 6 月 26 日付け規程第 2 号
改正令和 7 年 7 月 18 日付け応急措置
改正令和 7 年 8 月 1 日付け応急措置
改正令和 7 年 9 月 29 日付け応急措置
改正令和 7 年 12 月 19 日付け規程第 3 号

さいたま家庭裁判所の令和 7 年度における裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する規程を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 18 日

さいたま家庭裁判所

附 則（令和 7 年 1 月 9 日付け応急措置）

この応急の措置は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日付け規程第 1 号）

この規程のうち、第 1 項については令和 7 年 3 月 25 日から、第 2 項から第 6 項までについては同年 4 月 1 日から、それぞれ施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 16 日付け応急措置）

この応急の措置は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 26 日付け規程第 2 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 7 月 18 日付け応急措置）

この応急措置のうち、第 1 項については令和 7 年 7 月 18 日から、第 2 項及び第 3 項については同年 8 月 1 日から、それぞれ施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 1 日付け応急措置）

この応急の措置は、令和 7 年 8 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 2 9 日付け応急措置）

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 1 2 月 1 9 日付け規程第 3 号）

この規程のうち、第 1 項については令和 7 年 1 2 月 2 8 日から、第 2 項については同年 1 2 月 3 1 日から施行する。

さいたま家庭裁判所の令和 7 年度における裁判官の配置及び
裁判事務の分配等に関する規程

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

さいたま家庭裁判所規程第 2 号

さいたま家庭裁判所

(趣旨)

第1条 この規程は、令和7年度におけるさいたま家庭裁判所、同支部及び同出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割並びに司法行政事務の代理順序について定める。

(裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割)

第2条 裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割は次のとおりとする。

- 一 さいたま家庭裁判所（本庁）
別紙第1のとおり
 - 二 さいたま家庭裁判所越谷支部
別紙第2のとおり
 - 三 さいたま家庭裁判所川越支部
別紙第3のとおり
 - 四 さいたま家庭裁判所熊谷支部
別紙第4のとおり
 - 五 さいたま家庭裁判所秩父支部
別紙第5のとおり
 - 六 さいたま家庭裁判所久喜出張所
別紙第6のとおり
 - 七 さいたま家庭裁判所飯能出張所
別紙第7のとおり
- 2 さいたま家庭裁判所（支部を含む。）に係属している人事訴訟事件中家事調停の対象となりうる事件について、担当裁判官は裁判官の配置及び裁判事務の分配の定めにかかわらず、職権で家事調停に付し、自らこれを処理することができる。
- 3 担当裁判官に差し支えのある場合において、前記各代理順序によることができない場合は、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(司法行政事務の代理順序)

第3条 所長に差し支えのあるときは、司法行政に関する所長の事務は次の裁判官が順次これを代理する。次の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第1順位 判事 加 藤 学

第2順位 判事 瀬 戸 啓 子

- 2 支部長に差し支えのあるときは、司法行政に関する支部長の事務は配置欄に記載されている順序により順次これを代理する。

なお、差し支えのあるときは、その支部の裁判事務を代わって処理する裁判官がこれを代理する。

- 3 出張所の裁判官に差し支えのあるときは、司法行政に関する出張所の裁判官の事務はその出張所の裁判事務を代わって処理する裁判官がこれを代理する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

(別紙第1)

さいたま家庭裁判所(本庁)

1 さいたま家庭裁判所本庁に家事部及び少年部を置く。

2 裁判官の配置

所 長	判 事	高 山 光 明
家事部	判 事(総括)	瀬 戸 啓 子
	判 事	渡 辺 力
	判 事	青 木 裕 史
	判 事	瀬 戸 さやか
	判 事	西 野 光 子
	判 事	餘多分 亜 紀
	判 事	舘 野 俊 彦
	判 事	鈴 木 秀 雄
	判 事	村 井 みわ子
少年部	判 事(総括)	加 藤 学
	判 事	吉 田 勝 栄
	判 事	岸 野 康 隆

3 裁判事務の分配

事 務			分配率	担当裁判官
家事事件及び人事訴訟事件				
家事部	合議	合議事件(越谷支部及び久喜出張所の裁判官に対する除斥、忌避申立事件を含む。)		瀬 戸 啓 子 渡 辺 力 青 木 裕 史 瀬 戸 さやか 西 野 光 子 吉 田 勝 栄 餘多分 亜 紀 舘 野 俊 彦 鈴 木 秀 雄 村 井 みわ子
	第1係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、不在者財産管理に関する事件(55項)、失踪宣告に関する事件(56項、57項)、子に関する特別	5分の1	西 野 光 子

	代理人の選任に関する事件（６５項）、親権喪失に関する事件（６７項ないし６９項）、未成年後見等に関する事件（７０項ないし８３項）、相続の承認及び放棄に関する事件（９０項ないし９８項）、相続人の不存在に関する事件（９９項ないし１０１項）、遺言書の検認事件（１０３項）、任意後見契約法に関する事件（１１１項ないし１２１項）、氏又は名の変更に関する事件（１２２項）、児童福祉法２８条事件（１２７項、１２８項）、同法３３条事件（１２８の２項）及び即日審判事件を除く家事法別表第１事件	
b	家事法別表第１事件（不在者財産管理に関する事件（５５項））	１３分の２
c	家事法別表第１事件（子に関する特別代理人の選任に関する事件（６５項））	１３分の２
d	家事法別表第１事件（親権喪失等に関する事件（６７項ないし６９項））	５分の１
e	家事法別表第１事件（相続の承認又は放棄に関する事件（９０項ないし９８項））	６分の１
f	家事法別表第１事件（相続人の不存在に関する事件（９９項ないし１０１項））	１２分の２
g	家事法別表第１事件（遺言書の検認事件（１０３項））	６分の１
h	家事法別表第１事件（氏又は名の変更に関する事件（１２２項））	６分の１
i	家事法別表第１事件（児童福祉法２８条事件（１２７項、１２８項））	５分の１
j	家事法別表第１事件（児童福祉法３３条事件（１２８の２項））	５分の１
k	家事法別表第２事件	２１分の４

	1 即日審判事件（＊） (イ) 家事調停事件 （審判前の保全処分を含む。） a 家事法別表第2事件 21分の4 b 家事法277条事件 21分の4 c その他の事件 21分の4 (ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 7分の1 (エ) 履行勧告事件（＊） (オ) 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く） 5分の1 (カ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件 5分の1		
第2係	(ア) 家事審判事件 （審判前の保全処分を含む。） a 家事法別表第1事件（成年後見等に関する事件（1項ないし54項））、不在者財産管理に関する事件（55項）、失踪宣告に関する事件（56項及び57項）、子に関する特別代理人選任に関する事件（65項）、親権喪失等に関する事件（67項ないし69項）、未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）、相続の承認及び放棄に関する事件（90項ないし98項）、相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）、遺言書の検認事件（103項）、任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項）、氏又は名の変更に関する事件（122項）、児童福祉法28条事件（127項、128項）、同法33条事件（128の2項）及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件	5分の1	餘多分 亜 紀

b 家事法別表第1事件（不在者の財産管理に関する事件（55項））	13分の2
c 家事法別表第1事件（子に関する特別代理人選任に関する事件（65項））	13分の2
d 家事法別表第1事件（親権喪失等に関する事件（67項ないし69項））	5分の1
e 家事法別表第1事件相続の承認又は放棄に関する事件（90項ないし98項）	6分の1
f 家事法別表第1事件（相続人の不在に関する事件（99項ないし101項））	12分の2
g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））	6分の1
h 家事法別表第1事件（氏又は名の変更に関する事件（122項））	6分の1
i 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項、128項））	5分の1
j 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））	5分の1
k 家事法別表第2事件	21分の4
l 即日審判事件（*）	
(イ) 家事調停事件 （審判前の保全処分を含む。）	
a 家事法別表第2事件	21分の4
b 家事法277条事件	21分の4
c その他の事件	21分の4
(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件	7分の1
(エ) 履行勧告事件（*）	
(オ) 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く）	5分の1
(カ) 人事訴訟事件（関連事件を含	5分の1

	む。)並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件		
第3係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、不在者財産管理に関する事件(55項)、失踪宣告に関する事件(56項及び57項)、子に関する特別代理人選任に関する事件(65項)、親権喪失等に関する事件(67項ないし69項)、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、相続の承認及び放棄に関する事件(90項ないし98項)、相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項)、遺言書の検認事件(103項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)、氏又は名の変更に関する事件(122項)、児童福祉法28条事件(127項、128項)、同法33条事件(128の2項)及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件 b 家事法別表第1事件(不在者の財産管理に関する事件(55項)) c 家事法別表第1事件(子に関する特別代理人選任に関する事件(65項)) d 家事法別表第1事件(親権喪失等に関する事件(67項ないし69項)) e 家事法別表第1事件相続の承認又は放棄に関する事件(90項ないし98項) f 家事法別表第1事件(相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項))	5分の1 13分の2 13分の2 5分の1 6分の1 12分の2	鈴木秀雄

	1 項)) g 家事法別表第 1 事件 (遺言書の検認事件 (103 項)) h 家事法別表第 1 事件 (氏又は名の変更に関する事件 (122 項)) i 家事法別表第 1 事件 (児童福祉法 28 条事件 (127 項、128 項)) j 家事法別表第 1 事件 (児童福祉法 33 条事件 (128 の 2 項)) k 家事法別表第 2 事件 l 即日審判事件 (*) (イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第 2 事件 b 家事法 277 条事件 c その他の事件 (ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 (エ) 履行勧告事件 (*) (オ) 共助事件 (テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く) (カ) 人事訴訟事件 (関連事件を含む。) 並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件	6 分の 1 6 分の 1 5 分の 1 5 分の 1 21 分の 4 21 分の 4 21 分の 4 7 分の 1 5 分の 1 5 分の 1	
第 4 係	(ア) 家事審判事件 a 家事法別表第 1 事件 (不在者財産管理に関する事件 (55 項)) b 家事法別表第 1 事件 (失踪宣告に関する事件 (56 項)) c 家事法別表第 1 事件 (子に関する特別代理人の選任に関する事件 (65 項)) (イ) 共助事件 (テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの)	13 分の 1 5 分の 1 13 分の 1 2 分の 1	高 山 光 明
第 5 係	(ア) 家事審判事件		館 野 俊 彦

	(審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項) b 家事法別表第1事件(上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件(89項)) (イ) 人事訴訟事件 a 本案事件 b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 d 保全異議、保全取消事件 e 訴え提起前の証拠収集処分、証拠保全事件 f 共助事件(テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するものを除く) g 履行勧告事件(*) (ウ) 民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件	20分の6 20分の7 7分の1 2分の1 2分の1 3分の1 3分の1	
第6係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項) b 家事法別表第1事件(上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件(89項))	20分の6	瀬戸 さやか

	(イ) 人事訴訟事件 a 本案事件 b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 d 保全異議、保全取消事件 e 訴え提起前の証拠収集処分、証拠保全事件 f 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するものを除く） g 履行勧告事件（＊） (ウ) 民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件	20分の7 7分の1 2分の1 2分の1 3分の1 3分の1	
第7係	(ア) 家事審判事件 （審判前の保全処分を含む。） a 家事法別表第1事件（不在者財産管理に関する事件（55項）） b 家事法別表第1事件失踪宣告に関する事件（56項） c 家事法別表第1事件（子に関する特別代理人選任に関する事件（65項）） d 家事法別表第1事件（相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）） e 家事法別表第1事件（成年後見等に関する事件（1項ないし54項）、未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）、任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項）） f 家事法別表第1事件（上記dの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（89項）） g 家事法別表第2事件	 13分の1 5分の2 13分の1 12分の1 20分の4 21分の1	瀬戸啓子

	e 家事法別表第1事件（相続の承認又は放棄に関する事件（90項ないし98項）） f 家事法別表第1事件（相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）） g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項）） h 家事法別表第1事件（氏又は名の変更に関する事件（122項）） i 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項、128項）） j 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項）） k 家事法別表第2事件 l 即日審判事件（*） (イ) 家事調停事件 （審判前の保全処分を含む。） a 家事法別表第2事件 b 家事法277条事件 c その他の事件 (ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 (エ) 履行勧告事件（*） (オ) 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く） (カ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件	6分の1 12分の2 6分の1 6分の1 5分の1 5分の1 21分の4 21分の4 21分の4 7分の1 5分の1 5分の1	
第9係	(ア) 人事訴訟 a 本案事件 b 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 c 共助事件（テレビ会議システム又	20分の6 3分の1	吉田勝栄

	(56項及び57項)、子に関する特別代理人選任に関する事件(65項)、親権喪失等に関する事件(67項ないし69項)、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、相続の承認及び放棄に関する事件(90項ないし98項)、相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項)、遺言書の検認事件(103項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)、氏又は名の変更に関する事件(122項)、児童福祉法28条事件(127項、128項)、同法33条事件(128の2項)及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件	
b	家事法別表第1事件(不在者の財産管理に関する事件(55項))	13分の2
c	家事法別表第1事件(子に関する特別代理人選任に関する事件(65項))	13分の2
d	家事法別表第1事件(親権喪失等に関する事件(67項ないし69項))	5分の1
e	家事法別表第1事件(相続の承認又は放棄に関する事件(90項ないし98項))	6分の1
f	家事法別表第1事件(相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項))	12分の2
g	家事法別表第1事件(遺言書の検認事件(103項))	6分の1
h	家事法別表第1事件(氏又は名の変更に関する事件(122項))	6分の1
i	家事法別表第1事件(児童福祉法28条事件(127項、128項))	5分の1
j	家事法別表第1事件(児童福祉法33条事件(128の2項))	5分の1

[illegible]

		b 簡易送致事件 c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件 イ 強制的措置許可申請事件 ウ 準少年保護事件 エ その他の事件	27分の10 2分の1 5分の2 3分の1	
	第3係	ア 一般保護事件及び道路交通法違反等保護事件 (ア) 身柄事件 (イ) 在宅事件 a 年迫事件 b 簡易送致事件 c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件 イ 強制的措置許可申請事件 ウ 準少年保護事件 エ その他の事件	 2分の1 27分の7 5分の1 3分の1	吉田勝栄
観護措置 少年部に配置の裁判官が協議により定める順序で担当する。				

- * 即日審判事件は、子の氏の変更許可申立事件（家事法別表第1事件60項）
 - * 履行勧告事件は、調停・審判・附帯処分（人訴）を担当した係に配てんする。担当係が4係又は10係の場合は11係に、担当係の特定が困難な場合は7係に配てんする。
 - * 道路交通法違反等保護事件は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を指す。
- ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。
ただし、現に係属中の前件がある事件を受理したときは、これを前件を担当する裁判官に分配する。
- イ 差戻事件は、アの担当裁判官に対する事件の分配の比率に従い、原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。
- ウ 再審事件は、原裁判をした合議体又は係に分配する。
- エ 執務時間外における観護措置（川越支部並びに原則として1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間の熊谷支部の事件を含む。ただし、異議申立事件を除く。）は、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であつてさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者（越谷支部及び川越支部の裁判官を含む。）がこれを担当する。
- オ 担当裁判官に対する事件の分配順序は上記を原則とするほか、裁判官の協議により変更することができる。

4 裁判事務の代理順序等

ア 合議体

合議体の構成員に差し支えがあり合議体を構成することができないときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

合議に付した少年事件について執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であって、合議体の構成員全員に差し支えのあるときは、前二文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理し、少年法17条10項により観護措置を担当する。

イ 単独体

担当裁判官に差し支えのあるときは、その部の他の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理し、これによることができないときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

また、係属中の事件については、事務分配の変更が生じた場合でも、その部の裁判官の協議により、変更前の担当裁判官が引き続きその事件を担当することができる。

係属中の少年事件について、執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であって、担当する裁判官に差し支えのあるときは、前三文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理する。

5 開廷日割

	月	火	水	木	金
高山					
瀬戸（啓）			家事調停	家事調停	家事審判
渡辺		家事調停	家事審判	家事調停	家事調停
青木					
瀬戸（さ）		人事訴訟	人事訴訟	人事訴訟	
西野	家事調停		家事調停	家事審判	家事調停 (瀬戸調停官)
餘多分	家事調停 (渡邊調停官)	家事調停	家事審判		家事調停
舘野	人事訴訟	人事訴訟			人事訴訟
鈴木	家事審判	家事調停 (角谷調停官)	家事調停	家事調停	
村井	家事調停	家事審判	家事調停	家事調停 (漆原調停官)	
加藤	少年審判		少年審判	少年審判	
吉田	少年審判	人事訴訟	少年審判	人事訴訟	少年審判
岸野		少年審判		少年審判	少年審判

第4係(高山)及び第10係(青木)は随時開廷。

(別紙第2)

さいたま家庭裁判所越谷支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	飯 塚 圭 一
判 事	森 淳 子
判 事	杉 浦 正 典
判 事	玉 本 恵美子
判 事	北 村 ゆ り
判 事	伊 東 智 和
判 事	本 間 明日香
判 事	鈴 木 美智子
判事補	奥 山 拓 哉 (填補)

2 裁判事務の分配

事 務		分配率	担当裁判官
人事訴訟事件			
	(ア) 訴訟事件、再審事件、提訴前の 証拠収集処分	2分の1 2分の1	北 村 ゆ り 伊 東 智 和
	(イ) 証拠保全事件	2分の1 2分の1	北 村 ゆ り 伊 東 智 和
	(ウ) 保全命令事件 ((オ) の事件を除く。)、担保取消事件 (本案係属前) この表による (本案係属後) 本案担当裁判官に分配する		森 淳 子 杉 浦 正 典 玉 本 恵美子 北 村 ゆ り
	(エ) 保全異議、保全取消事件 (原決定発令裁判官を除く)		森 淳 子 杉 浦 正 典 玉 本 恵美子 北 村 ゆ り
	(オ) 保全命令事件 (要審尋事件に限る。)	4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	森 淳 子 杉 浦 正 典 玉 本 恵美子 北 村 ゆ り
家事事件			
	(カ) 審判事件 a 家事法別表第1事件のうち成年後見に関する事件 (1項ないし16項) 保佐に関する事件 (17項ないし35項) 補助に関する事件 (36項ないし54項) 未成年後見に関する事件 (70項ないし83項) 遺言書の検認事件 (103項)		飯 塚 圭 一

	任意後見契約法に関する事件（11項ないし121項）		
	b 家事法別表第2事件のうち 子の監護に関する処分（3項） 遺産の分割に関する事件（12項ないし14項）		飯塚圭一
	c 家事法別表第1事件のうち 不在者の財産の管理に関する事件（55項） 相続の承認及び放棄に関する事件（89項ないし95項） 相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）		飯塚圭一
	d a、b、cを除く家事法別表第1及び第2事件		飯塚圭一
	(キ) 調停事件		飯塚圭一
執行事件及びその他の事件			
	(ク) 執行文付与、同異議、請求異議、第三者異議事件及び各異議の執行停止事件	2分の1 2分の1	北村ゆり 伊東智和
	(ケ) 代替執行、間接強制事件		飯塚圭一
	(コ) その他の事件（人事訴訟事件、家事事件のその他の事件も含む。）		飯塚圭一

ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。

ただし、家事事件のうち、調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。

イ (ウ) の事件は、受理した日の当番の裁判官に分配する。

ウ (エ) の事件は、(ウ) 又は(オ) の保全命令を発した裁判官以外の裁判官に分配する。

エ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、越谷支部の他の裁判官が越谷支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
飯塚	家事調停	家事調停	家事審判	家事審判	家事調停
北村			(午後) 人事訴訟		(人事訴訟 隔週・午後)
伊東				人事訴訟	(人事訴訟 隔週・午後)

(別紙第3)

さいたま家庭裁判所川越支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	男 澤 聡 子
判 事	武 田 美和子
判 事	本 間 敏 広
判 事	片 岡 理 知
判 事	西 村 真 人
判 事	南 部 潤一郎
判 事	飯 塚 素 直
判 事	瀧 川 和歌子
判 事	高 橋 玄
判 事	酒 井 絢 子
判事補 (特)	大 井 友 貴
判事補 (特)	柏 木 桃 子
判事補	辻 沙穂里
判事補	秋 保 春 菜 (填補)
判事補	東 影 将 希

2 裁判事務の分配

事 務		分配率	担当裁判官
人事訴訟事件 (これに付随する事件を含む。)			
(ア) 訴訟事件及びこれに付随する事件 (イ)の事件を除く。)		2分の1	瀧 川 和歌子
		2分の1	高 橋 玄
	(イ) 提訴前の証拠収集処分、証拠保全事件、保全命令事件、保全異議、その他の事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 秋 保 春 菜
家事事件 (保全及び執行事件を含む。)			
(ア) 審判事件			
	a 家事法別表第1の財産管理、子の氏の変更許可、相続放棄の申述受理、遺言書の検認事件		本 間 敏 広
	b 家事法別表第1の後見等開始、任意後見監督人選任、後見等監督処分事件	4分の1	男 澤 聡 子
		4分の2	本 間 敏 広
		4分の1	高 橋 玄
	c 家事法別表第1のその他の事件	3分の1 3分の1	男 澤 聡 子 本 間 敏 広

		3分の1	高橋 玄
	d 家事法別表第2の事件	4分の1	男 澤 聡 子
		4分の1	本 間 敏 広
		4分の1	瀧 川 和歌子
		4分の1	高橋 玄
	(イ) 調停事件 (調停から移行した審判事件を含む。)	3分の1	男 澤 聡 子
		3分の1	本 間 敏 広
		3分の1	瀧 川 和歌子
	(ウ) その他の事件 (履行勧告事件、履行命令事件を除く。)	4分の1	男 澤 聡 子
		4分の1	本 間 敏 広
		4分の1	瀧 川 和歌子
		4分の1	高橋 玄
	(エ) 履行勧告事件、履行命令事件		男 澤 聡 子
少年事件			
	(ア) 身柄事件（在宅事件として受理し、その後の身柄事件となった事件を除く。）	10分の2 10分の3 10分の5	片岡 理 知 酒井 絢 子 秋 保 春 菜
	(イ) 在宅事件	10分の1 10分の1 10分の8	片岡 理 知 酒井 絢 子 秋 保 春 菜
	(ウ) 自動車運転過失致死傷、危険運転致死傷、交通事故にかかる（重）過失致死傷、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反、道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反及び窃盗各保護事件にかかる集団審判事件	2分の1 2分の1	酒井 絢 子 秋 保 春 菜
	(エ) 未特例判事補担当事件のうち少年法20条事件及び62条事件		片岡 理 知
	(オ) その他の事件（観護措置を含む。）		男 澤 聡 子 武 田 美和子 本 間 敏 広 片岡 理 知 西 村 真 人 南 部 潤一郎 飯 塚 素 直 瀧 川 和歌子

			高 橋 玄 酒 井 絢 子 辻 沙穂里 秋 保 春 菜
合議事件			
	(ア) 家事事件（飯能出張所の裁判官に対する除斥及び忌避申立事件を含む。）及び訴訟事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 秋 保 春 菜
	(イ) 少年事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 片 岡 理 知 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 酒 井 絢 子 秋 保 春 菜
	(ウ) その他の事件		男 澤 聡 子 武 田 美和子 本 間 敏 広 片 岡 理 知 西 村 真 人 南 部 潤一郎 飯 塚 素 直 瀧 川 和歌子 高 橋 玄 酒 井 絢 子 辻 沙穂里 秋 保 春 菜

ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。

調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。

複数の担当裁判官が定められ、分配率の定めがない事件の分配は、担当裁判官の協議により定める。

イ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

ウ 執務時間外における観護措置については、別紙第1の3のエによる。

エ 担当裁判官に対する事件の分配順序は上記を原則とするほか、裁判官の協議により変更することができる。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、川越支部の他の裁判官が川越支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

係属中の少年事件について、執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であって、担当する裁判官に差し支えのあるときは、前文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
男澤	家事審判		家事調停		家事調停
本間	家事調停		家事調停	家事審判	
片岡	少年審判	少年審判		少年審判	
瀧川	家事審判	家事調停	人事訴訟		家事調停
高橋				家事審判	人事訴訟
酒井	少年審判	少年審判		少年審判	少年審判
秋保	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判

(別紙第4)

さいたま家庭裁判所熊谷支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	佐々木 直 人
判 事	岡 田 慎 吾
判 事	齊 藤 学
判 事	兼 田 由 貴
判 事	川 村 理
判 事	岡 井 麻奈美
判事補 (特)	藤 田 一 真
判事補 (特)	奥 山 拓 哉
判事補	徳 橋 宏 信

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件 (保全、執行及びその他の事件を含む。)	2分の1 2分の1	岡 井 麻奈美 藤 田 一 真
家事事件 (保全、執行及びその他の事件を含む。)		
(ア) 審判事件		
a 家事法別表第1事件	7分の1	佐々木 直 人
	7分の2	齊 藤 学
	7分の2	川 村 理
	7分の2	藤 田 一 真
b 家事法別表第2事件	7分の1	佐々木 直 人
	7分の2	齊 藤 学
	7分の2	川 村 理
	7分の2	藤 田 一 真
(イ) 調停事件 (調停から移行した審判事件を含む。)	7分の1	佐々木 直 人
	7分の2	齊 藤 学
	7分の2	川 村 理
	7分の2	藤 田 一 真
(ウ) その他の事件		佐々木 直 人
		齊 藤 学
		藤 田 一 真
少年事件		
(ア) 身柄事件 (在宅事件として受理し、その後身柄事件となった事件を含む。)	2分の1	藤 田 一 真
	2分の1	徳 橋 宏 信
(イ) 在宅事件のうち一般保護事件 (簡易送致事件及び自動車の運転により人を死	2分の1	藤 田 一 真
	2分の1	徳 橋 宏 信

傷させる行為等の処罰に関する法律違反保護事件を除く。)		
(ウ) 在宅事件のうち簡易送致事件	2分の1 2分の1	藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
(エ) 在宅事件のうち自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反保護事件及び道路交通法違反保護事件		徳 橋 宏 信
(オ) 身柄・在宅事件のうち、被害者等傍聴対象事件	2分の1 2分の1	藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
(カ) 未特例判事補担当の事件のうち少年法20条及び62条事件		藤 田 一 真
(キ) その他の事件		佐々木 直 人 藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
(ク) 観護措置		藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
合議事件		
(ア) 家事事件（秩父支部の裁判官に対する除斥及び忌避申立事件を含む。）及び人事訴訟事件		佐々木 直 人 岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理 岡 井 麻奈美 藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
(イ) 少年事件		佐々木 直 人 岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理 岡 井 麻奈美 藤 田 一 真 徳 橋 宏 信

	(ウ) 異議申立事件	佐々木 直 人 岡 田 慎 吾 齊 藤 学 兼 田 由 貴 川 村 理 岡 井 麻奈美 藤 田 一 真 徳 橋 宏 信
--	------------	--

ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。

調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。

イ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

ウ 家事事件中(ウ)の事件、少年事件中(キ)の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。

エ 少年事件中(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ク)事件について、担当裁判官に差し支えのあるときは、判事佐々木直人が担当する。

オ 勤務時間外における観護措置は、原則として1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間以外の日については、支部長が定めるところにより、熊谷支部の裁判官がこれを担当する。前記年末年始の期間における前記事件については、別紙第1の3のエによる。

3 裁判官の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、熊谷支部の他の裁判官が熊谷支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

係属中の少年事件について、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間に観護措置の必要が生じた場合であって、担当する裁判官に差し支えのあるときは、前文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
佐々木	家事審判			家事調停	
齊藤		家事調停	家事審判		
川村	家事調停		家事審判		
岡井					人事訴訟
藤田	人事訴訟		少年審判 家事審判		家事調停
徳橋		集団審判 (第3週)	少年審判		少年審判

(別紙第5)

さいたま家庭裁判所秩父支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)

兼 田 由 貴

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件 (本案、保全及びその他の事件を含む。)		兼 田 由 貴
家事事件		兼 田 由 貴

差戻事件は、担当裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、さいたま家庭裁判所熊谷支部に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、さいたま家庭裁判所熊谷支部の支部長の定めるところにより、同支部の裁判官が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
兼田			人事訴訟 家事事件		人事訴訟 家事事件

(別紙第6)

さいたま家庭裁判所久喜出張所

1 裁判官の配置

判事

青 木 裕 史 (填補)

2 裁判事務の分配

事 務	担当裁判官
家事事件	青 木 裕 史

差戻事件はさいたま家庭裁判所（本庁）に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
青木	家事事件			家事事件	家事事件

(別紙第7)

さいたま家庭裁判所飯能出張所

1 裁判官の配置

判 事 高 橋 玄 (填補)

2 裁判事務の分配

事 務	担当裁判官
家事事件	高 橋 玄

差戻事件は、担当裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、さいたま家庭裁判所川越支部に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、川越支部の他の裁判官が川越支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
高橋	家事事件		家事事件		